平成28年第4回教育委員会臨時会会議録

- 1 開会宣言 平成28年3月15日(火)午後1時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 201 会議室
- 3 出席者 長沼委員長、坂爪委員長職務代理委員、渡辺委員、須佐委員、長谷川教育長
- 4 説明のための出席者

久住教育部長、笹川教育総務課長、栗林子育て支援課長、樋山小中一貫教育推 進課長、吉川教育センター長、大橋教育総務課長補佐、大谷教育総務課庶務係 長

- 5 傍聴人 4人
- 6 議 題
 - (1) 会議録の承認

平成28年第2回教育委員会定例会会議録

(2) 議事

議第1号 小中一貫教育制度移行及び学校運営協議会設置の基本的な考え方について

(3) その他

次回教育委員会定例会の日程について

- 7 審議の経過及び結果
 - (1) 会議録の承認について

長沼委員長から平成28年第2回教育委員会定例会会議録について諮り、承認と決定

(2) 議事

議第1号 小中一貫教育制度移行及び学校運営協議会設置の基本的な考え方について 吉川教育センターが説明

(長沼委員長)

ただ今の件につきまして、御意見がありましたらお願いいたします。

(坂爪委員)

中学校併設型小学校、小学校併設型中学校や義務教育学校に移行するメリットについてですが、学校にとって、移行して良かったと思われるのは具体的にどのようなことでしょうか。

(吉川教育センター長)

制度移行によって、小中一貫教育を進めるために必要に応じて、指導内容の入れ替え や移行など柔軟な教育課程を編成する権限が与えられます。今までは教育課程の特例校 の指定を受けなければできなかったことが、制度移行によってできるようになるという ことであります。これは学校や教職員とって非常に大きなメリットとなると捉えており

ます。

(長沼委員長)

同じ教育目標に向かって一貫した教育を行う学校という一体感をもたせるために中学校区に名称を設定するのは良いことであり、小中一貫教育を地域や保護者の皆さんにアピールすることもできると思います。その名称はどのように決めていく予定なのでしょうか。

(吉川教育センター長)

中学校区の小中一貫教育推進協議会で決め方について検討していただきます。検討した決め方をもとに、各中学校区で学園名を決定いたします。公募や投票等が考えられます。

(渡辺委員)

小中一貫教育をさらに推進していくため、一体校を「義務教育学校」に移行していく という考えに賛成いたします。ただ、いろんな問題点が出てくるわけですが、校長が一 人になることで、一体的なマネジメントができると思いますが、管理職や教員等の定数 が減ったりすることはないのですか。

また、大規模校の場合ですと、校長一人で本当に大丈夫なんでしょうか。

(吉川教育センター長)

大崎小学校、中学校のように一小一中が義務教育学校に移行する場合は、標準法の規定によると教職員の数が減ることはありません。二人の校長が一人になりますが、その分を副校長もしくは教頭が一人追加配当されます。ただ、人事に関しては県教委の管轄ですので今後協議していくことになります。

また、大規模校についてですが、義務教育学校の設置は来年度からとなりますので、 具体例はございません。校長一人のマネジメントについては、未知数の部分もあります ので、今後設置される義務教育学校の運営について、注視して参りたいと考えておりま す。

(須佐委員)

「義務教育学校」は、前期課程6年、後期課程3年、計9年間の修業年限になると思います。今まで渡していた、小学校の卒業証書や卒業式、中学校の入学式はどうなるのですか。

(吉川教育センター長)

委員が言われるとおり、義務教育学校の修業年限は9年です。9年で卒業になるため、6年は前期課程修了になります。卒業証書ではなく、修了証書を発行することになります。6年生の修了は「前期課程の修了」、7年生の開始は「後期課程の始業」となりますので、卒業式や入学式という名前ではありませんが、それぞれ節目となる儀式を実施する予定でおります。

(長谷川教育長)

学校運営協議会設置についてのメリットが大きく二つ掲げられていますが、コミュニティ・スクールを取り組むことによって、学校、家庭、地域の組織的な連携・協働体制が可能となる。また、9年間という学びの中で、目指す子ども像を学校と家庭・地域が共有して、地域住民が学校運営に参画をし、学校の教育活動に関わる機会が充実されてくる。そして、校長が教育活動をしっかりとマネジメントできる。こういったシステムになるということですが、これを考えると、私どもが進めてきた小中一貫とコミュニティ・スクールというのは親和性が非常に高い取組だと思っているんですが、中教審の答申の中にもこういった取組を進めていくべきという内容が示されていると承知しております。

現時点でこういった取組が全国的、あるいは県内的にどの程度あるのか、把握している範囲でお示しをいただきたい。

(吉川教育センター長)

コミュニティ・スクールの指定状況についてですが、文部科学省の資料によれば、平成 27 年4 月現在、全国で 2,389 校が指定を受けております。新潟県内では、刈羽村、見附市、妙高市、湯沢町、上越市、聖籠町がコミュニティ・スクールを設置しております。義務教育学校については、小中一貫教育全国連絡協議会の調査によれば、平成 28 年度から、東京都品川区や茨城県つくば市などをはじめ、10 あまりの自治体で「義務教育学校」の設置を予定しているとのことです。県内での動きについては、把握しておりません。来年度設立予定の小中一貫教育新潟県連絡協議会には、上越市、十日町市、湯沢町などが参加表明しております。親和性の高い、小中一貫教育とコミュニティ・スクールをセットで導入する自治体が今後も増えていくと考えております。

(長沼委員長)

コミュニティ・スクール導入のモデル中学校区の案として、第三中学校区が入っていますが、来年度は三条小学校と裏館小学校の統合準備もあり、地域や学校に新たな負担をかけることになりますので、第三中学校区は指定しないようにしていただきたいと思います。

また、教育委員会からの指定というより、各中学校区の意向を確認して、導入意欲の ある中学校区にお願いする、いわゆる手挙げ方式も取り入れていただきたいと思います。 (吉川教育センター長)

教育委員長、御提案ありがとうございました。第三中学校は以前コミュニティ・スクール導入の研究指定を受けていたこともあり、モデル校として提案させていただいたところですが、委員長御指摘のように、第三中学校区は削除し、希望する中学校区もモデル校とするということで修正させていただければと思います。

(長谷川教育長)

ただ今の委員長の御指摘は本当にありがたい御指摘だと思っています。これから三条 小学校と裏館小学校が実際に統合に入っていきますので、統合の調整等で事務的には煩 瑣になることを懸念していましたが、これを削除することで御決定いただければ、統合 準備に力を入れて取り組むことができると思いますので、事務局としてはありがたいと 思っています。

もう一つは、学校運営協議会、それから小中一貫教育推進という、この二つを大きな制度移行の中でこれから三条市が取り組んでいくわけでありますので、本日決定いただければ、具体なものとして、学校現場や地域に説明させていただくことになりますし、教育委員会としては、制度移行に伴う規則の改正や学校運営協議会の要綱を新しく策定しなければならないと思っていますので、また、その都度いろいろと御協議させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

御指摘ありがとうございました。

(長沼委員長)

ほかに、御発言はありませんでしょうか。

ないようですので、ただ今の件につきまして、コミュニティ・スクールのモデル校についての修正をした上で、承認することに御異議ございませんでしょうか。

御異議ありませんので、承認することに決定いたします。

(3) その他

次回教育委員会定例会の日程について

笹川教育総務課長が、平成28年第2回定例会で決定した日程を再度確認する。

[日時] 平成28年3月25日(金)午後1時30分

〔会場〕三条市役所栄庁舎 201 会議室

8 閉会宣言 午後2時

三条市教育委員会会議規則第 38 条及び第 39 条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。

三条市教育委員会 委員長 長沼 礼子